

令和6年度 焼津市資材単価表等について【注意事項】

- (1) 本単価表等は原則年1回(春)改訂を行う。
- (2) 価格決定に際しては以下のとおりとする。
 - 1)物価資料の定義
「物価資料」とは「Web 建設物価」、「積算資料電子版」をいう。
 - 2)両方の物価資料に掲載のある価格
「令和6年度 静岡県建設資材等価格表(土木工事編)【注意事項】(2)4)両方の物価資料に掲載のある価格」のとおりとする。
 - 3)どちらかの物価資料のみに掲載のある価格
「令和6年度 静岡県建設資材等価格表(土木工事編)【注意事項】(2)5)どちらかの物価資料のみに掲載のある価格」のとおりとする。
- (3) 本単価表等の内容に関する問い合わせには応じない。
- (4) 本単価表等の取扱いに際しては以下のとおりとする。
 - 1)全部又は一部を無断転載・複製すること及び電子媒体等に加工・販売することを禁じます。
 - 2)本単価表等の使用、あるいは使用不能における結果として生じた直接的・間接的な損害・損失等に関しては、一切の責任を負いかねます。

※ 「静岡県建設資材等価格表(土木工事編)、(委託編)」及び、本単価表にない資材価格については、「物価資料」に掲載のあるものは最新の「物価資料」を採用する。
採用にあたっては上記(2)の2)、3)による